

## 5 豪雪時の体制づくり



### 5-1 豪雪対策本部の設置と応急対策

基

#### (1) 防災計画に基づく豪雪対策本部の設置

##### 【現状と課題】

本町では、豪雪により住民生活に著しい支障があると認められるとき、またはその恐れがある場合は、豪雪対策本部を設置している。設置基準は、町防災計画の定めにより、積雪量が概ね 150cm に達した時としている。10 年の間に平成 23、24、26、29、令和 2 年度に設置されている。

##### 【課題を解決するための実施計画】

###### ○町防災計画による豪雪対策本部の設置

積雪量が概ね 150cm に達した時、又は緊急に対策が必要になった時は、町防災計画に基づき速やかに豪雪対策本部を設置して、町民の安全確保に努める。

#### (2) 防災計画に基づく応急措置の実施

##### 【現状と課題】

豪雪対策本部が設置されると、役場関係各課の緊密な連携だけでなく、国、県、関係機関、関係団体の協力を得ながら、道路交通の確保対策等、町民の生活に支障をきたさないよう、迅速な状況把握と災害予防への対応、応急対策等に万全を期すこととしている。

##### 【課題を解決するための実施計画】

###### ○町防災計画に基づく応急措置

豪雪対策本部の設置により、役場関係各課は防災計画に基づき、それぞれ定められている応急措置を関係機関と緊密に連携しながら実施する。

###### ○災害時相互応援協定の推進

関係機関や事業所との連携協定を推進し、災害時の応急対策を迅速にするとともに、平時から協定先との定期的な情報共有及び意見交換を行い、災害対応力の強化を図っていく。

## ■町民の役割（自助）

- 気象情報や防災行政無線、ケーブルテレビなど複数のメディアを活用して発信される行政情報に十分注意を払うとともに、豪雪時は不要不急な外出をしない。
- 雪下ろしなどは、できるだけ自治区での一斉除雪のときに行うか、または民間業者へ委託する。

## ■地域の役割（共助）

- 自治区内の住民の安否や除排雪の状況などを確認する。
- 屋根の雪下ろしなどは、できるだけ一斉除雪など集団で行う。

## ■行政の役割（公助）

- 豪雪対策本部を設置し、防災計画に基く応急措置を速やかに実施し、町民生活に支障を来さないよう対応、対策に万全を期する。
- 役場関係各課の緊密な連携はもとより、国、県、関係機関と連携を図る。
- 防災行政無線やケーブルテレビをはじめ、町公式LINEなど複数のメディアを活用し、町民への確かな情報を伝達する。



[大雪による通行不能となった国道 49 号：平成 22 年 12 月 26 日撮影]